

質問及び回答

業務名：羽島市公共施設等照明設備ＬＥＤ化事業（賃貸借）

	質問内容	回答
1	入札保証金、契約保証金は免除と考えて良いですか。	お見込みのとおりです。
2	別紙1 対象施設一覧 2 歴史民俗博物館 企画展期間を教えてください。	現時点の展示期間については、次のとおりです。 企画展 ・「庄屋加藤家文書と近世の社会展～江戸時代後期の人々のくらし～」8月1日～9月28日 ・「名鉄フォト・絵画展」10月12日～12月14日 ・「昔のくらしと道具展」令和8年1月6日～3月15日 マイコレクション展 ・「スマホ写真で作る立体写真展」8月14日～10月12日 ・「ドライフラワー展」10月19日～12月25日 ・「円空彫り作品展」令和8年1月10日～3月22日
3	消防団車庫 車両の移動は別途行って頂けるのですか。	事前に施工日程を提出いただければ、車両は消防で移動させます。（提出後の日程変更についても相談により対応可能）
4	万一、メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。その際のペナルティーはありますか。	メーカー側の生産状況等の社会情勢・経済情勢を原因とする遅延が見込まれる場合、準備期間の終了及び賃貸借開始のスケジュールについては受注者提案や発注者との協議によって決定します。 なお、その際のペナルティーは発生いたしません。
5	「賃貸借期間終了後、器具一式は現状有姿の状態で発注者へ引き渡す」とありますので固定資産税はリース費用に見込まない認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、賃貸借期間終了後の器具一式は、当市に無償譲渡する形となります。
6	犯罪収益移転防止法の対象となる契約のため、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますか。	協力いたします。
7	メーカー保証や動産総合保険が適用できない故障が発生した場合、その費用（器具費用や交換作業費用）については貴市に都度請求することは可能でしょうか。	原則として発注者と受注者との協議の上、決定します。（受注者の帰責事由が認められる場合を除く）

8	作業員の駐車場、資材・廃材置き場、お手洗い等、施工場所の施設をお借りすることはできますか。	施設管理者との協議となります。
9	提案書には社名など提案者を特定できる名称を使用してもよろしいですか。	問題ありません。
10	足場、高所作業車が必要な箇所等公募資料から読み取れない場合は現地調査後に別途協議の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	■実施要領 1（6）ア 準備期間 今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、貴市の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	「別表 予想されるリスクと責任分担」をご確認ください。 社会情勢・経済情勢を原因とする遅延が見込まれる場合の対応については、受注者提案や発注者との協議によって決定します。
12	■実施要領 1（6）イ 賃貸借期間 債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	解除理由によって個別に判断することとなります。
13	■実施要領 6（1） メールにて送信する場合、原本の提出は不要との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	■実施要領 7（3）書類提出期限 イ 提案書は、A3サイズ片面5枚以内のことですが、両面でも可能でしょうか。また、A4サイズ10枚以内は不可でしょうか。	A3サイズ片面5枚以内でお願いいたします。 ※「実施要領7（3）書類提出方法 イ」として回答しています。
15	■実施要領 12（1）基本協定書の締結 基本協定書の雛形等は開示頂けませんでしょうか。	優先交渉権者との協議によるため、現時点でお示しできる雛形等はありません。
16	■実施要領 12（2）現地調査及び詳細協議 見積書を提出すること。とありますが、調査後に提出する見積は、提案時に提出する見積と相違する可能性があります。認めて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	見積が相違した理由によります。「別表 予想されるリスクと責任分担」をご確認ください。
17	■実施要領 12（3）契約の締結 ① 事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ② 契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。	①優先交渉権者との協議によるため、現時点でお示しでいる雛形等はありません。
18	■実施要領 12（4）ウ 今回の支払方法は、毎月のお支払との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

19	■仕様書 6（2）（ス） 防球ガードは、既設の設地台数は、現状何台位設置されていますでしょうか。	現時点で設置中の防球ガードはありません。
20	■仕様書 6（2）（テ） 本契約とは別に契約を締結して対応するものとする。とありますが、どの様な契約となるのでしょうか。賃貸借契約の変更契約でしょうか。	費用の発生状況によりますが、賃貸借契約とは別での契約を想定しています。
21	■仕様書 6（3）ウ（ア） 現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ① 現場調査の結果及び工事期間中に、特注部材の発生、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ② 現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	原則として発注者と受注者との協議の上、決定します。「別表予想されるリスクと責任分担」についてもご確認ください。
22	6（3）ウ（セ）（ソ） この場合、変更契約の対象との認識で宜しいでしょうか。	原則として発注者と受注者との協議の上、決定します。「別表予想されるリスクと責任分担」についてもご確認ください。
23	■仕様書 6（3）ウ（チ） 契約候補者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	仕様書「4 総則」に記載された関係法令を遵守した対応をお願いします。
24	■仕様書 6（4）ウ 賃貸借開始のスケジュールは、協議によって決定するものとする。とありますが、これは、協議によって、賃貸借の開始が前倒しになる可能性もあるのでしょうか。	仕様書「5 業務対象期間 (2)賃貸借期間」に掲げる期間から前倒しする想定はありません。

25	■仕様書 6 (5) 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議して対応を決定します。
26	■仕様書 6 (5) ア及び10 (2) 通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	動産総合保険と修理交換費用との差額を市が負担することは想定しておりません。
27	■仕様書 6 (5) ア及び10 (2) 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議して対応を決定します。
28	■仕様書 6 (5) ア及び10 (2) 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者がない、という認識でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議して対応を決定します。
29	■仕様書 11 ・No.5照明配置図の現状図はデータで提供頂けますでしょうか ・提供頂けるので有れば、データの種類をお教え願いますでしょうか。 ・現状図データの提供が無い場合は、部屋名と器具品番の一覧表とする事は可能でしょうか。 ・照明配置図（施工）も、現状図データの提供が無い場合は部屋名と器具品番の一覧表とする事は可能でしょうか。	施設によってはP D F データ等を提供可能な施設もありますので、現場調査の際にお問い合わせください。 本市からデータ提供がない箇所については、提出書類は受注者提案や発注者との協議によって決定します。
30	その他 契約保証金は、免除との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

31	その他 契約保証金の免除申請が必要な場合、羽島市契約規則第30条（4）について、以下ご教示ください。 ・免除申請を提出し、貴市に認められた場合、免除と考えても宜しいでしょうか。 ・また、免除申請は、いつまでにする必要がありますでしょうか。 ・種類について、LED照明器具（屋内屋外問わず）の実績で宜しいでしょうか。また、規模とは、本契約同程度の契約金額、数量との認識でしょうか。若しくは、本契約の何割程度との認識でしょうか。 ・誠実に履行したものとは、契約締結中と考えて宜しいでしょうか。 ・契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。とありますが、工事完了し、契約期間中のものでも宜しいでしょうか	免除申請は必要ありません。
32	その他 契約保証金が必要な場合、履行保証保険の付保を検討します。以下ご教示ください。 ① 今回の契約保証金は、契約金額の100分の10以上との認識で宜しいでしょうか。 ② 付保期間は、契約締結日～期間満了日までとの認識で宜しいでしょうか。 ③ 付保期間が契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性があります、その場合、契約日について協議させて頂くことは可能でしょうか。 ④ 履行保証保険の付保に際し、賃貸借期間の10年間を一括して付保する保険が無いため、5年の履行保証保険を付保し、満期時に再度同額にて5年間の履行保証保険を付保することで賃貸借期間をカバーするような付保の形でもよろしいでしょうか。	契約保証金は、必要ありません。
33	その他 契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、現時点で対象施設が履行期間内に不要となる予定はありません。